

新	旧
<p>（地下貯蔵タンク及び外殻の漏れの点検の方法）</p> <p>第七十一条 規則第六十二条の五の二第一項の規定による地下貯蔵タンクの漏れの点検は、次の各号のいずれかの方法により、当該地下貯蔵タンクの危険物に接するすべての部分について行わなければならない。</p> <p>一 ガス加圧法</p> <p>イ 点検範囲 点検により加圧されている部分</p> <p>ロ 実施方法 地下貯蔵タンクに窒素ガスを封入し、二十キロパスカル（地下水が存する場合にあつては、地下水圧を加えた値）の圧力となるように加圧し、加圧終了後十五分間静置した後、十五分間（容量十キロリットルを超える地下貯蔵タンクにあつては、当該容量を十キロリットルで除した値を十五分間に乗じた時間）の圧力の降下が二パーセント以下であること。</p> <p>二 液体加圧法</p> <p>イ 点検範囲 点検により加圧されている部分</p> <p>ロ 実施方法 地下貯蔵タンクに液体を封入し、二十キロパスカルの圧力となるように加圧し、加圧終了後十五分間静置した後、十五分間（容量十キロリットルを超える地下貯蔵タンクにあつては、当該容量を十キロリットルで除した値を十五分間に乗じた時間）の圧力の降下が二パーセント以下であること。</p> <p>三 微加圧法</p>	<p>（地下埋設タンク等及び外殻の漏れの点検の方法）</p> <p>第七十一条 規則第六十二条の五の二第一項の規定によるタンク本体の漏れの点検は、次の各号のいずれかの方法又はこれと同等の方法により行わなければならない。</p> <p>一 ガス加圧法 地下埋設タンク等（規則第六十二条の五の二第二項に規定する地下埋設タンク等をいう。以下この条において同じ。）に窒素ガスを封入し、二十キロパスカルの圧力となるように加圧し、加圧終了後十分間静置した後、五十分間の圧力の降下が二キロパスカル以下であること。</p> <p>二 液体加圧法 地下埋設タンク等に液体を封入し、二十キロパスカルの圧力となるように加圧し、加圧終了後十五分間静置した後、五十分間の圧力の降下が六キロパスカル以下であること。</p> <p>三 微加圧法 地下埋設タンク等に窒素ガスを封入し、</p>

イ 点検範囲 点検により加圧されている部分（点検時において液相部となつている部分及び地下水位より下部となつている部分を除く。）

ロ 実施方法 地下貯蔵タンクの気相部に窒素ガスを封入し、二キロパスカルの圧力となるように加圧し、加圧終了後十五分間静置した後、十五分間（容量十キロリットルを超える地下貯蔵タンクにあつては、当該容量を十キロリットルで除した値を十五分間に乗じた時間）の圧力の降下が二パーセント以下であること。

四 微減圧法

イ 点検範囲 点検により減圧されている部分（点検時において液相部となつている部分及び地下水位より下部となつている部分を除く。）

ロ 実施方法 地下貯蔵タンクの気相部を二キロパスカル以上十キロパスカル以下の範囲で減圧し、減圧終了後十五分間静置した後、十五分間（容量十キロリットルを超える地下貯蔵タンクにあつては、当該容量を十キロリットルで除した値を十五分間に乗じた時間）の圧力の上昇が二パーセント（常温で蒸気圧の高い危険物の場合にあつては、当該蒸気圧に応じて補正を加えた値）以下であること。

二キロパスカルの圧力となるように加圧し、加圧終了後十五分間静置した後、十五分間の圧力の降下が六キロパスカル以下であること。

四

微減圧法 地下埋設タンク等を二キロパスカル以上十キロパスカル以下の範囲で減圧し、減圧終了後地下タンクの容量に応じて定める時間（容量二十キロリットル未満のものにあつては三十分間以上、容量二十キロリットル以上百キロリットル未満のものにあつては六十分間以上）の測定において、圧力上昇値が、減圧値及び危険物の蒸気圧に応じて次の表に定める範囲内であること。

		圧力上昇値	
		減圧値 二 ^ア	減圧値 四 ^イ
十三以上 五十三未満	かつ G ・ 九五以上 以下	G ・ 九五未満	G ・ 一 未満
	かつ G ・ 二・九以上 以下	G ・ 二・九 未満	G ・ 三・一 以上 以下

五 | その他の方法

イ | 点検範囲 当該方法により必要な精度を確保すること
 ことができる」と認められる部分

ロ | 実施方法 直径○・三ミリメートル以下の開口部又は当該開口部からの危険物の漏れを検知することが
 できる精度で点検を行い、異常がないこと

	危険物の蒸気圧		(単位十三未満)	
	・四未満	・四以上	・四以上	・四以上
P	・四以下	・四五以上	G	・四五未満
T	・四以下	・五以下	かつ	・五以下
P	・八以下	・五五以上	G	・五五未満
T	・八以下	・六以下	かつ	・六以下
P	・二以下	・四以上	G	・四未満
T	・二以下	・四以下	かつ	・四以下

備考

一 | Gは、測定時間が三十分以上の場合は減圧終了時と三十分後の圧力上昇値、測定時間が六十分以上の場合は減圧終了時と六十分後の圧力上昇値

二 | Tは、測定時間が三十分以上の場合は減圧終了後三十分後と四十分後の圧力上昇値、測定時間が六十分以上の場合は減圧終了後六十分後と七十分後の圧力上昇値

三 | Pは、測定時間が三十分以上の場合は減圧終了後十分後と三十分後の圧力上昇値、測定時間が六十分以上の場合は減圧終了後三十分後と六十分後の圧力上昇値

2 規則第六十二条の五の二第一項の規定による二重殻タンクの強化プラスチック製の外殻の漏れの点検は、次の各号のいずれかの方法により、当該外殻の危険物に接するすべての部分について行わなければならない。

一 ガス加圧法

イ 点検範囲 点検により加圧されている部分

ロ 実施方法 地下貯蔵タンクと外殻との間げきに窒素ガスを封入し、二十キロパスカルの圧力となるように加圧し、加圧終了後十五分間静置した後、十五分間の圧力の降下が十パーセント以下であること。

二 その他の方法 直径〇・三ミリメートル以下の開口部又は当該開口部からの危険物の漏れを検知することができ精度で点検を行い、異常が確認されないこと。

3 規則第六十二条の五の二第一項第一号の危険物の微少な漏れを検知しその漏えい拡散を防止するための告示で定める措置は、次のとおりとする。

一 直径〇・三ミリメートル以下の開口部からの危険物の漏れを検知することができる設備により常時監視していること。

二 タンク室その他漏れた危険物の流出を防止するための区画が地下貯蔵タンクの周囲に設けられていること。

4 規則第六十二条の五の二第二項第一号の危険物の漏れを覚知しその漏えい拡散を防止するための告示で定める措置は、次のとおりとする。

一 危険物の漏れを次のイ又はロに定めるところによる

2 規則第六十二条の五の二第一項の規定による設備の漏れの点検は、地下埋設タンク等と外殻との間げきに窒素ガスを封入し、二十キロパスカルの圧力となるように加圧し、加圧終了後十分間静置した後、五十分間の圧力の降下が二キロパスカル以下であることを確認する方法又はこれと同等の方法により行わなければならない。

り確認すること。

イ 次号に掲げる区画内に設けられた漏えい検査管（令第十三条第一項第十三号に規定する危険物の漏れを検査するための管をいう。次条第三項第一号イにおいて同じ。）により、一週間に一回以上危険物の漏れを確認していること。

ロ 危険物の貯蔵又は取扱い数量の百分の一以上の精度で在庫管理を行い、一週間に一回以上危険物の漏れを確認していること。

二 タンク室その他漏れた危険物の流出を防止するための区画が地下貯蔵タンクの周囲に設けられていること。

（地下埋設配管の漏れの点検の方法）

第七十一条の二 規則第六十二条の五の三第一項の規定による地下埋設配管の漏れの点検は、次の各号のいずれかの方法により、当該地下埋設配管の危険物に接するすべての部分について行わなければならない。

一 ガス加圧法

イ 点検範囲 点検により加圧されている部分

ロ 実施方法 地下埋設配管に窒素ガスを封入し、二十キロパスカル（地下水が存する場合にあつては、地下水圧を加えた値）の圧力となるように加圧し、加圧終了後十五分間静置した後、十五分間（容量十キロリットルを超える地下埋設配管にあつては、当該容量を十キロリットルで除した値を十五分間に乗じた時間）の圧力の降下が二パーセント以下であること。

二 液体加圧法

（地下埋設配管の漏れの点検の方法）

第七十一条の二 規則第六十二条の五の三の規定による地下埋設配管の漏れの点検は、次の各号のいずれかの方法又はこれと同等の方法により行わなければならない。

一 ガス加圧法

地下埋設配管に窒素ガスを封入し、二十キロパスカル（移送取扱所の地下埋設配管にあつては最大常用圧力。次号において同じ。）の圧力となるように加圧し、加圧終了後十分間静置した後、五十分間（危険物を移送するための配管の延長が一キロメートルを超える移送取扱所の地下埋設配管にあつては、五十分間に配管の延長が一キロメートルを増すごとに一時間を加えた時間）の圧力の降下が二キロパスカル以下であること。

二 液体加圧法

地下埋設配管に液体を封入し、二十キ

イ 点検範囲 点検により加圧されている部分
実施方法 地下埋設配管に液体を封入し、二十キロパスカルの圧力となるように加圧し、加圧終了後十五分間静置した後、十五分間（容量十キロリットルを超える地下埋設配管にあつては、当該容量を十キロリットルで除した値を十五分間に乗じた時間）の圧力の降下が二パーセント以下であること。

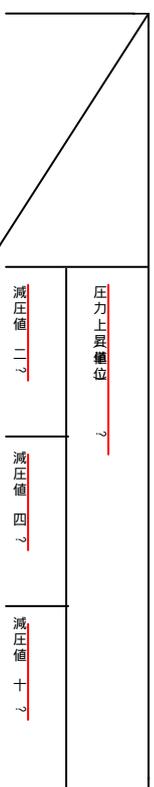
三 微加圧法
イ 点検範囲 点検により加圧されている部分（点検時において液相部となつている部分及び地下水位より下部となつている部分を除く。）
実施方法 地下埋設配管の気相部に窒素ガスを封入し、二キロパスカルの圧力となるように加圧し、加圧終了後十五分間静置した後、十五分間（容量十キロリットルを超える地下埋設配管にあつては、当該容量を十キロリットルで除した値を十五分間に乗じた時間）の圧力の降下が二パーセント以下であること。

四 微減圧法
イ 点検範囲 点検により減圧されている部分（点検時において液相部となつている部分及び地下水位より下部となつている部分を除く。）
実施方法 地下埋設配管の気相部を二キロパスカル以上十キロパスカル以下の範囲で減圧し、減圧終了後十五分間静置した後、十五分間（容量十キロリットルを超える地下埋設配管にあつては、当該容量を十キロリットルで除した値を十五分間に乗じた時間）の圧力の上昇が二パーセント（常

）に乘じた時間）の圧力の降下が二パーセント以下であること。

三 微加圧法 地下埋設配管に窒素ガスを封入し、二キロパスカルの圧力となるように加圧し、加圧終了後十五分間静置した後、十五分間の圧力の降下が二キロパスカル以下であること。

四 微減圧法 地下埋設配管を二キロパスカル以上十キロパスカル以下の範囲で減圧し、減圧終了後三十分間以上の測定において、圧力上昇値が、減圧値及び危険物の蒸気圧に応じて次の表に定める範囲内であること。



温で蒸気圧の高い危険物の場合にあつては、当該蒸気圧に応じて補正を加えた値）以下であること。

五 その他の方法

イ 点検範囲 当該方法により必要な精度を確保することができる範囲

ロ 実施方法 直径〇・三ミリメートル以下の開口部又は当該開口部からの危険物の漏れを検知することができ精度で点検を行い、異常がないこと。

2 規則第六十二条の五の三第一項ただし書の危険物の微少な漏れを検知しその漏えいを防止するための告示で定める措置は、次のとおりとする。

一 直径〇・三ミリメートル以下の開口部からの危険物の漏れを検知することができる設備により常時監視していること。

二 さや管その他漏れた危険物の流出を防止するため

危険物の蒸気圧（単位）			
・四未満	五十三未満		・四以上
P .. 四以下	T .. 二以下	かつ 八以下	P .. 四以上 四未満
P .. 八以下	T .. 四以下	かつ 一六以下	P .. 八以上 八未満
P .. 二以下	T .. 一以下	かつ 四以下	P .. 二以上 二未満

備考

一 Pは、減圧終了後十分後と三十分後の圧力上昇値
二 Tは、減圧終了後三十分後と四十分後の圧力上昇値

3

- の区画が地下埋設配管の周囲に設けられていること。
- 規則第六十二条の五の三第二項の危険物の漏れを覚知しその漏えい拡散を防止するための告示で定める措置は、次のとおりとする。
- 一 危険物の漏れを次のイ又はロに定めるところにより確認すること。
 - イ 次号に掲げる区画内に設けられた漏えい検査管により、一週間に一回以上危険物の漏れを確認していること。
 - ロ 危険物の貯蔵又は取扱い数量の百分の一以上の精度で在庫管理を行い、一週間に一回以上危険物の漏れを確認していること。
 - 二 さや管その他漏れた危険物の流出を防止するための区画が地下埋設配管の周囲に設けられていること。

ただし、当該配管に電気防食の措置が講じられている場合又は当該配管が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあつては、この限りでない。